

学校いじめ防止基本方針

那覇市立与儀小学校

1. 本校の基本方針

学校教育目標「夢をもち、自分を高め 学び続ける子」を具現化し、将来に夢を持ち実現するために努力をする児童、自他を大切に互いに尊重し合って生きる心豊かな人間性を持つ児童を育てることをめざしている。

そのために、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には適切に且つ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2. いじめの定義 『いじめ防止対策推進法』〔平成 25 年 9 月 28 日施行〕より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物も含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、い

じめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策に取り組むに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

※別添 3 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）より一部抜採



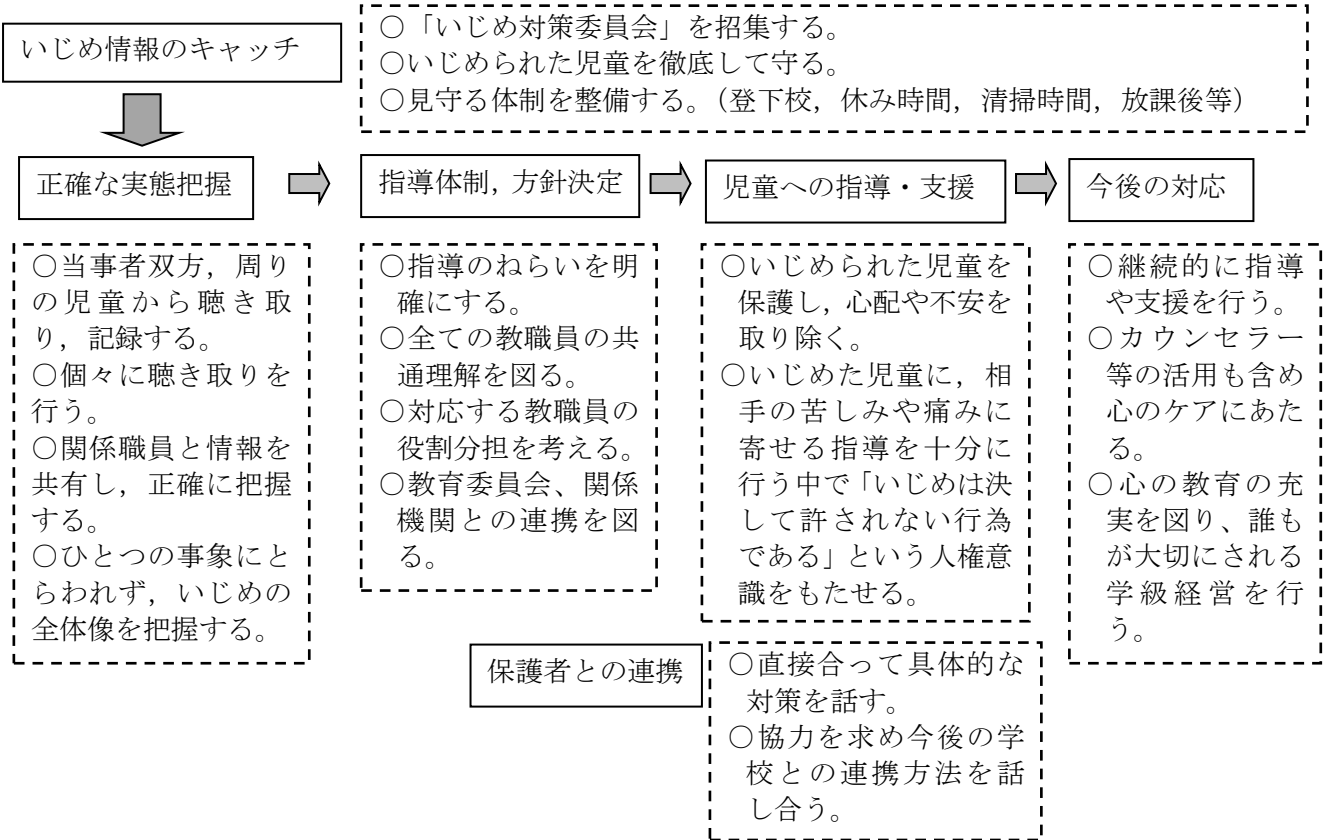
いじめの構造（いじめの4層構造）森田洋司 1986 年

- いじめる生徒
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- 傍観者（見て見ない振りをする）
- いじめられる生徒

いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

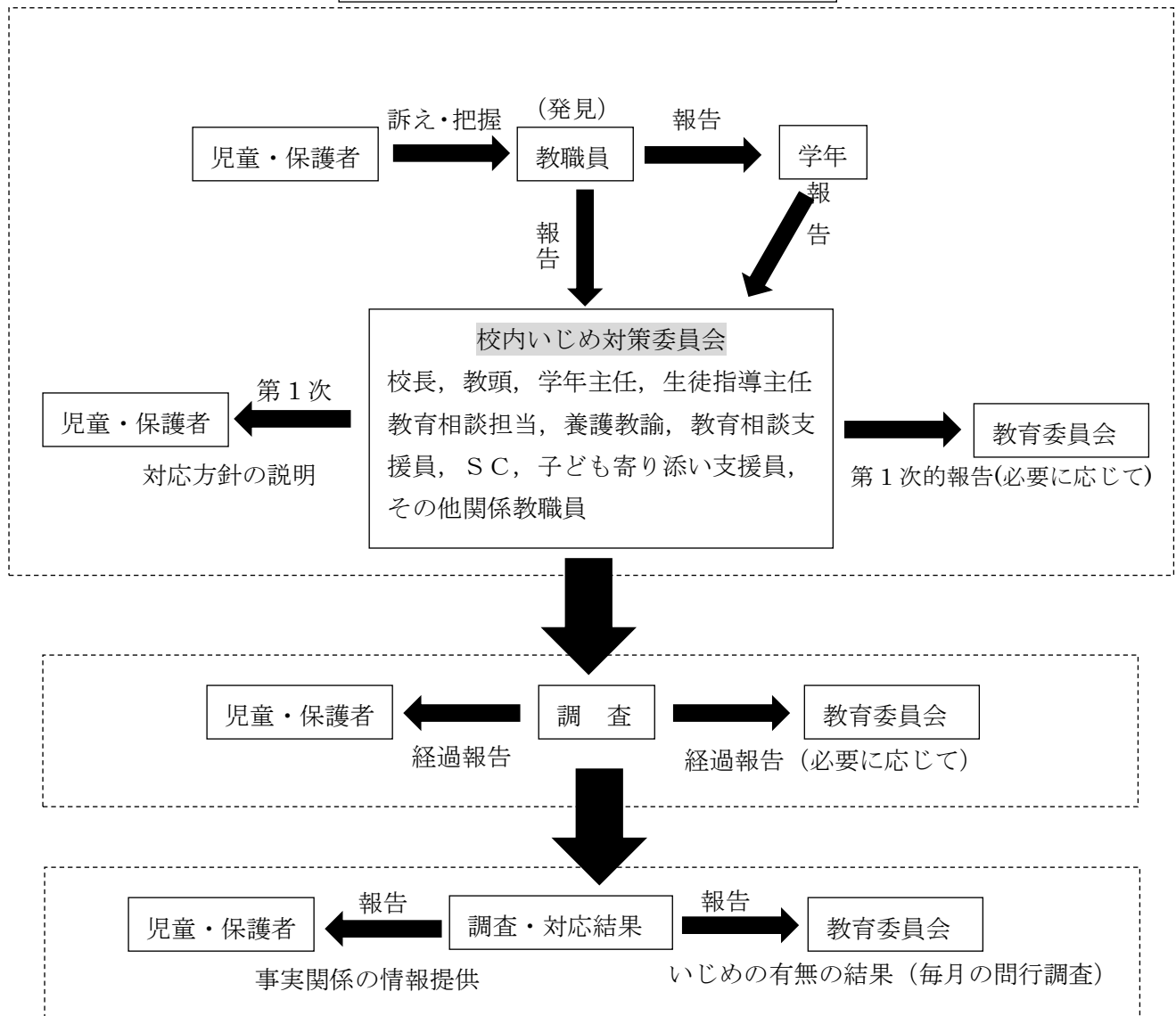
3. いじめ防止等の指導体制・組織的な対応

(1) 日常的な指導体制



生徒指導の4ポイント⇐ (学校がいじめ防止の観点から、児童生徒に身につけさせたい態度や能力) ⇐	
4つのポイント⇐	児童生徒に身につけさせたい態度や能力⇐
①自己存在感の感受⇐	「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感させる。自己肯定感や自己存在感の育成。⇐
②共感的な人間関係の育成⇐	失敗を恐れぬ、間違いや出来ない事を笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるかを皆で考える支持的学級経営を行う。相互扶助的・共感的な人間関係の育成。⇐
③自己決定の場の提供⇐	授業で意見を述べ、観察・実験・調べ学習をするなど、自ら考え選択し、決定する、発表するなどの体験活動の充実を図る。「主体的・対話的で深い学び」の授業改善による資質・能力の育成。⇐
安全・安心な風土の醸成⇐	他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力等は許されない。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を教員が支援し、生徒自らがづくりあげるようにさせる。⇐

いじめ発生時の通常対応フロー図



※いじめ対策委員会は生徒指導委員会と同時に，毎月第1火曜日に開催する。

※いじめ対策委員会での内容や事案については職員会議において報告し，周知徹底させる。

(2) 未然防止・早期発見

・未然防止・早期発見のための手だて

日々の観察 ～児童がいるところには，教職員がいる～

休み時間や放課後の雑談等の機会に，児童たちの様子に目を配る。

観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

学級内にどのようなグループがあり，そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。気になる言動が見られた場合，グループに対して適切な指導を行い，関係修復にあたる。

日記やアンケートの活用 ～やりとりから生まれる信頼関係～

アンケートの活用を図る。気になる内容に関しては，教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。また，必要に応じて気になる児童には日記を書かせたりすることで，担任と児童，保護者との日頃からの連絡を密に取り，信頼関係を構築する。

(3) ネット上でのいじめへの対応

- ・学校の校則遵守の徹底を図る。
- ・ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ・保護者と連携・協力し、陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<指導のポイント>

※誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為でないこと。

※匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。

※書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

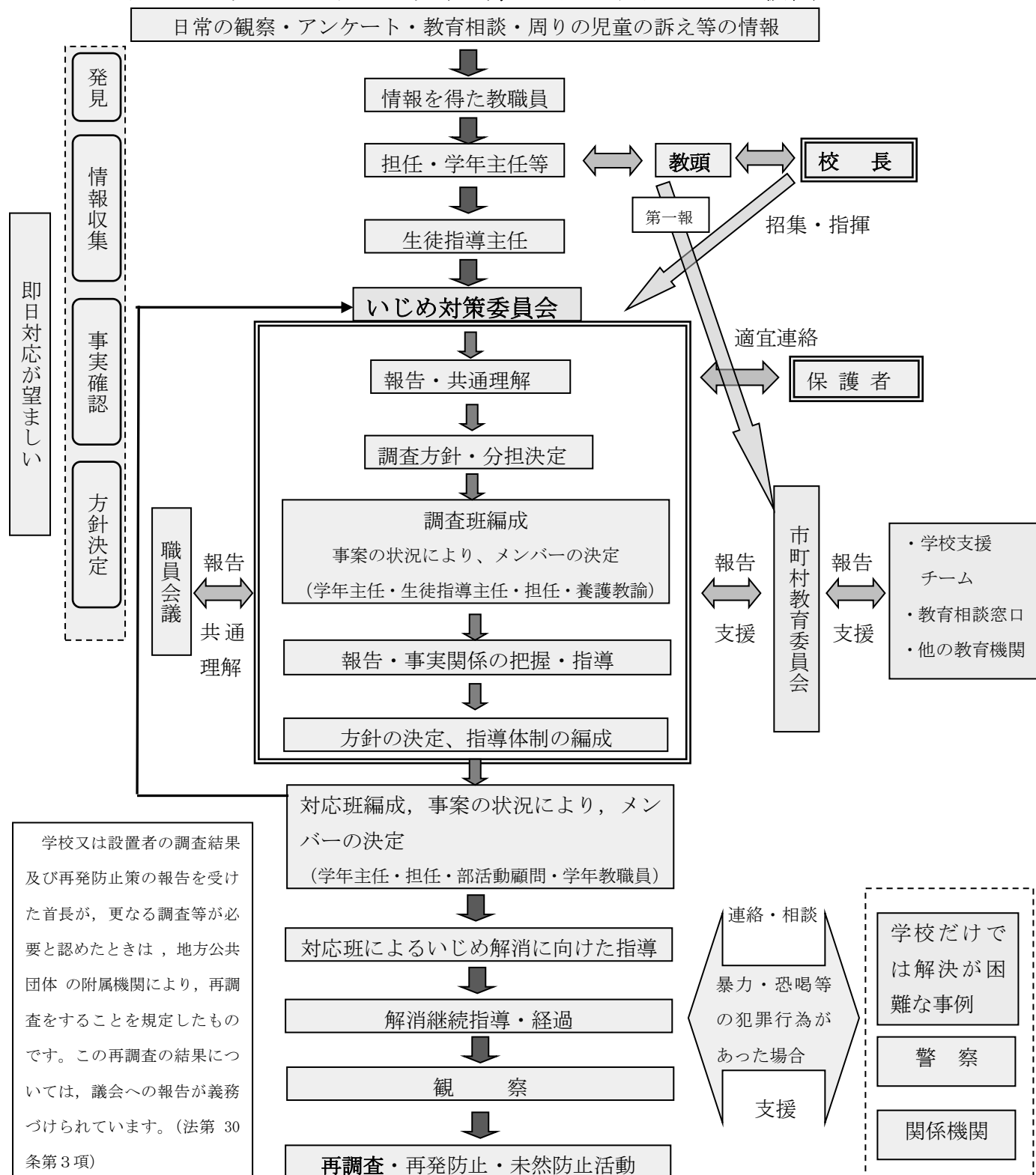
(4) 指導計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
職員会議	いじめ対策委員会会議 ・指導方針 ・指導計画等 DO		事案発生、緊急対応会議の開催 CHECK・ACTION・PLAN		DO	
防止対策		学級・学年づくり・人間関係づくり いじめ防止啓発 月間（市教委） 人権教室	いじめ特設授業 生徒指導委員会	【職員研修会】 非行防止教室		自殺予防週間 （文科省） いじめ防止強化 月間（市教委）
早期発見	スマイルアンケート ① 1	スマイルアンケート	教育相談事前アンケート スマイルアンケート 教育相談期間	スマイルアンケート	スマイルアンケート	スマイルアンケート

① 1：アンケートは月最後の月曜読書タイムを行うことを基本とする。

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
職員会議			事案発生、緊急対応会議の開催 CHECK・PLAN・ACTION	いじめ対策委員会会議 ・指導計画の評価・見直し ・来年度の課題検討（部会） CHECK・PLAN・ACTION	・学級編成検討 ・引継ぎ事項の整理 ・アンケート保管 ・いじめに関する報告（年間） ・各種記録の整理・保管または破棄	
防止対策	学級・学年づくり	人間関係づくり	エイズデー 人権に関する授業（全学級） 生徒指導委員会			
早期発見	スマイルアンケート	スマイルアンケート	教育相談事前アンケート スマイルアンケート 教育相談期間	スマイルアンケート	スマイルアンケート	スマイルアンケート

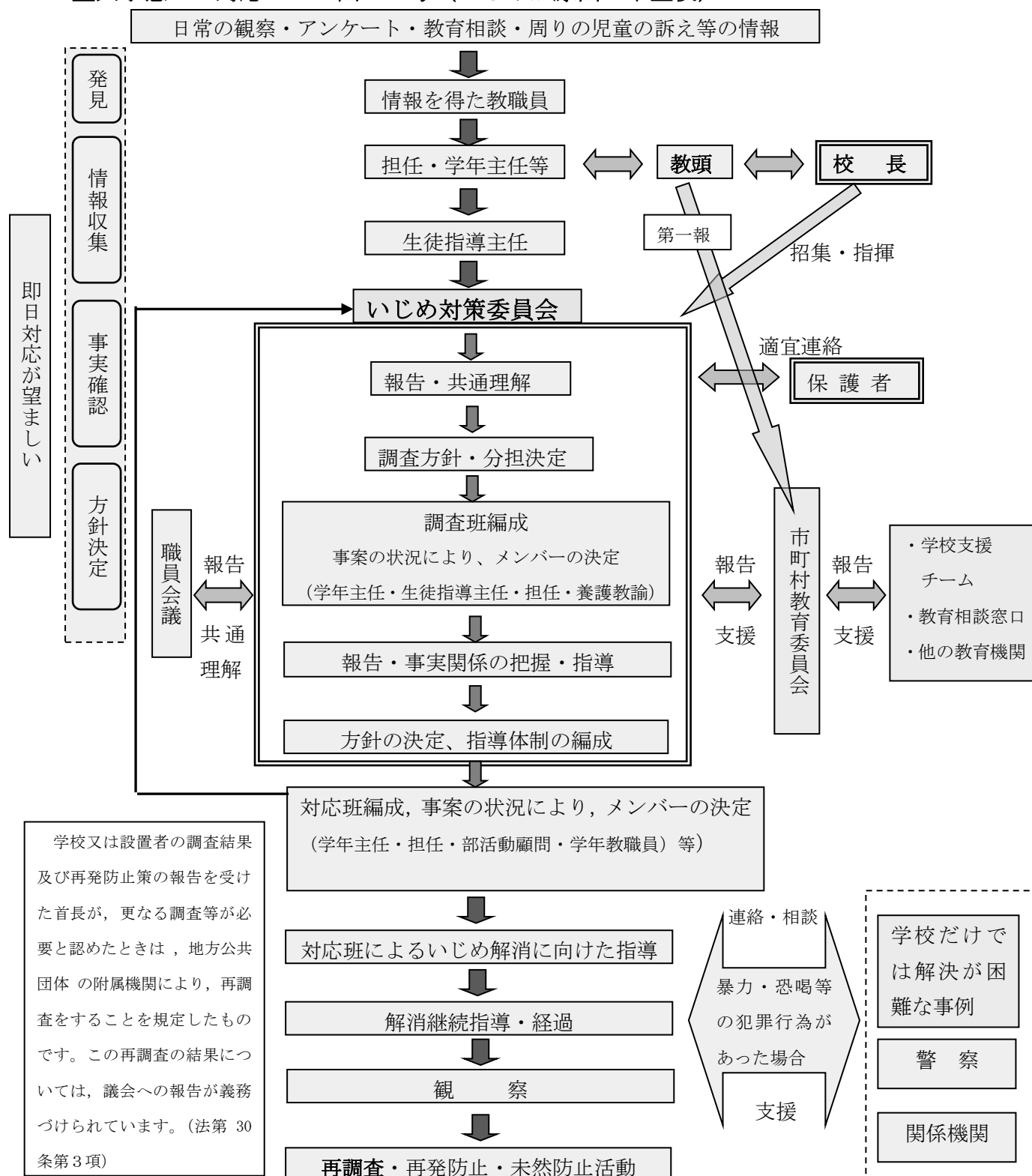
4. 重大事態への対応フロー図 1号（生命、心身又は財産に重大な被害）



生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに監督官庁，警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり，学校全体で組織的に対応し，迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては，学年及び学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し，必要があれば当事者の同意を得た上で，説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては，マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし，誠実な対応に努める。

4. 重大事態への対応フロー図 2号（いじめが原因の不登校）



年間30日以上の間学校を欠席することを余儀なくされている状態が発生した場合

- 速やかに監督官庁，警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり，学校全体で組織的に対応し，迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては，学年及び学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し，必要があれば当事者の同意を得た上で，説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては，マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし，誠実な対応に努める。

いじめを出さない

いじめ早期発見

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- ☐ 学校へ行きたがらない。
- ☐ 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- ☐ イライラしたり，おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- ☐ 衣服の汚れが見られたり，よくケガをしたりしている。
- ☐ お風呂に入りたがらなかったり，裸になるのを嫌がる。
- ☐ 学用品や所持品を紛失したり，壊されたりしている。
- ☐ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり，破られたりしている。
- ☐ 食欲がなくなったり，体重が減少したりする。
- ☐ 寝付きが悪かったり，眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 愁いに満ち，表情が暗くなる。
- ☐ 部屋に閉じこもることが多く，ため息をついたり，涙を流したりしている。
- ☐ 先生や友だちを批判する。
- ☐ 親に隠し立てをすることが多くなる。
- ☐ 家庭から物品やお金を持ち出したり，余分な金品を要求したりする。
- ☐ 親しい友だちが家に来なくなり，見かけない者がよく訪ねてくる。
- ☐ 言葉遣いが荒くなり，親や兄弟，祖父母等に反抗したり，八つ当たりをする。
- ☐ 外に出たがらない。
- ☐ 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- ☐ 電話に敏感になる。
- ☐ 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- ☐ 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- ☐ テレビゲームなどに熱中し，現実から逃避しようとする。
- ☐ 親の学校への出入りを嫌う。
- ☐ 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- ☐ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ，死や現実を逃避することに関心を持つ。